

太陽光発電設備とコージェネレーション設備とを同時に設置する場合の評価について

- 太陽光発電設備とコージェネレーション設備とを同時に設置する場合の省エネルギー基準における評価は以下を参考にしてください。

No.	太陽光発電設備 (PV)	コージェネレーション設備 (CGS)	省エネ基準における評価方法	計算プログラムでの入力方法
1	設置なし	逆潮流を評価しない	コージェネレーション設備のみを設置するとして評価	太陽光発電設備では、「設置しない」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、逆潮流を「評価しない」とした上で、該当する仕様を選択・入力して下さい。
2	設置なし	逆潮流を評価する		太陽光発電設備では、「設置しない」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、発電ユニット番号に [baiden] と表記された機種の場合は、逆潮流を「評価しない」を選択して下さい。発電ユニット番号に [baiden2] と表記された機種の場合は、逆潮流を「評価する」を選択して下さい。
3	設置する (余剰買取)	逆潮流を評価しない	太陽光発電設備とコージェネレーション設備とを同時に設置するとして評価	太陽光発電設備では、「設置する」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、逆潮流を「評価しない」とした上で、該当する仕様を選択・入力して下さい。
4	設置する (余剰買取)	逆潮流を評価する		太陽光発電設備では、「設置する」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、逆潮流を「評価する」とした上で、発電ユニット番号に [W-baiden] もしくは [baiden2] と表記された機種を選択して下さい。
5	設置する (全量買取)	逆潮流を評価しない	コージェネレーション設備のみを設置するとして評価	太陽光発電設備では、「設置しない」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、逆潮流を「評価しない」とした上で、該当する仕様を選択・入力して下さい。
6	設置する (全量買取)	逆潮流を評価する		※太陽光発電設備は「全量買取」の評価に対応していません。 太陽光発電設備では、「設置しない」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、発電ユニット番号に [baiden] と表記された機種の場合は、逆潮流を「評価しない」を選択して下さい。発電ユニット番号に [baiden2] と表記された機種の場合は、逆潮流を「評価する」を選択して下さい。

太陽光発電設備とコージェネレーション設備とを同時に設置する場合の評価について

注意) 同じ発電ユニット番号でも逆潮流を評価する機種と評価しない機種があります。

- 省エネ基準において逆潮流を評価する家庭用コージェネレーション設備は、発電ユニット番号の後ろに [baiden]、[W-baiden]、[baiden2] と表記し、逆潮流を評価しない機種と区別しています。
- 類似の表記に [zero] がありますが、これは省エネ基準において逆潮流を評価しない機種です。

<省エネ基準において逆潮流を評価する家庭用コージェネレーション設備の品番の表記例>

省エネ基準において 逆潮を評価する機種	ブランド事業者名	〇〇〇〇株式会社
	発電ユニット番号	〇×△◇-ABCD <u>[baiden]</u>
	貯湯ユニット番号
	補助熱源機品番	123-A123
	成績証明書番号 (略)
	ブランド事業者名	〇〇〇〇株式会社
	発電ユニット番号	〇×△◇-ABCD <u>[W-baiden]</u>
	貯湯ユニット番号
	補助熱源機品番	123-A123
	成績証明書番号 (略)
	ブランド事業者名	〇〇〇〇株式会社
	発電ユニット番号	〇×△◇-ABCD <u>[baiden2]</u>
	貯湯ユニット番号
	補助熱源機品番	123-A123
	成績証明書番号 (略)